

横総総第 67 号

令和 4 年（2022 年）8 月 8 日

横須賀市情報公開審査会

委員長 三 浦 大 介 様

横須賀市長 上 地 克 明



横須賀市情報公開条例の見直しについて（諮問）

令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されるため、本市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じています。

また、これに伴い、本市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じています。

つきましては、専門的かつ幅広い見地から御検討いただきたく、横須賀市情報公開条例第 19 条第 1 項第 2 号に基づき次の事項について諮問します。

諮問事項 横須賀市情報公開条例の見直しについて

事務担当 総務部総務課情報公開係